

医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況の調査要領

1 調査目的

「新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡、以下「事務連絡」という。）においては、原則として3か月ごとに、事務連絡による医療機関の対応の実用性と実効性確保の観点、医療安全等の観点から、改善のための検証を行うこととしており、当該検証を行うための基礎資料として、医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況を把握する。

2 調査対象

事務連絡1、(1)及び(3)②により電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関

3 調査実施方法

事務連絡1、(1)及び(3)②により電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行った際、別紙2-2「医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票」の様式により、実施した対応毎に必要な事項を記載し、毎月末までの対応について一覧を作成の上、下記提出先に提出すること。

※「初診からの電話等による診療等の実施について」の欄には、電話による診療の場合は「1」、視覚の情報を含む情報通信手段による診療の場合は「2」と記載し、診療形態を区別すること。

4 調査結果の提出

(1) 提出期限・方法

提出期限：各月第2週の水曜日までに前月分を提出する。

提出方法：原則メールにて提出。メールアドレスがない場合はFAX、FAXがない場合は郵送にて提出する。

(2) 提出先・照会先

高知県健康政策部医事薬務課 担当 津野、長瀧

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL 088-823-9623

FAX 088-823-9137

Email 132101@ken.pref.kochi.lg.jp